

第14章 駆除剤

14.1 導入

本章では、駆除剤の保管及び使用による人の健康及び環境への脅威を防止するための基準を定める。本章は、個人が住宅又は庭園で駆除剤を個人的に使用することについては対象としない。また、以下についても対象としない。

14.1.1 個人が住宅や庭で駆除剤を個人的に使用すること

14.1.2 JEGS第10章で扱う危険物としての駆除剤の保管、及びJEGS第13章で扱う漏出防止と対応に関する所要事項。

14.1.3 国防省訓令4150.07国防省有害生物管理プログラム構成及び実施に記載されている国防省の統合有害生物管理（IPM）プログラムの一環として、米国外で適用される国防省の政策実施、割り当てられた責任、規定された基準と手順の詳細。

14.2 統合有害生物管理（IPM）計画

施設は、国防省訓令4150.07第1巻セクション3のプログラム構成に沿って、有害生物駆除を行う全ての設置活動の対策を含むIPM計画を作成、実施及び維持しなければならない。この文書化された計画は、以下のとおりとする。

14.2.1 有害生物を駆除し、駆除剤の使用を最小限に抑えるためのIPM手順を含む。

14.2.2 駆除剤への不正アクセス又は駆除剤の使用を防ぐための、適切なセキュリティ手順を含む。

14.2.3 実施の全側面を監督する指定コーディネーターを特定する。

14.2.4 訓練を受けた要員及び認定された駆除剤散布者を用いて実施するものとする。

14.2.5 毎年、指定された有害生物管理コンサルタントによって見直し、更新、承認され、5年ごとに設置司令官によって見直され、必要に応じて改訂され、承認される。

14.3 統合有害生物管理（IPM）コーディネーター

各施設は、IPM計画の開発、実施、維持及び年次更新を含む、施設の有害生物管理プログラムを監督するために、指定されたIPMコーディネーターを持たなければならない。IPMコーディネーターは、有害生物管理プログラムを実施及び監督するための教育的背景、訓練、技術的知識、及び管理技術を有していなければならない。

14.4 有害生物管理請負業者

全ての有害生物駆除業者は、IPMを使用し、国防省訓令4150.07第1巻のセクション4.2に従って、認証、ライセンス、登録、及びその他の所要事項を遵守しなければならない。

14.5 駆除剤適用者の所要事項

施設は以下を確保しなければならない。

14.5.1 全ての駆除剤は、以下の例外を除き、国防省訓令4150.07第1巻のセクション4.2に従い、特定の適用カテゴリに対して認定された駆除剤適用者によって適用される。

14.5.1.1 認定を受けていない新たな国防省職員は、2年を超えない見習い期間中に、認定駆除剤散布者の監督下でのみ駆除剤を散布することができる。

14.5.1.2 皮膚及び衣服に塗布する節足動物忌避剤。

14.5.1.3 施設の自助努力プログラムの一環として適用される駆除剤。

14.5.2 全ての駆除剤散布者は、国防省訓令6055.05職業及び環境衛生(OEH)及びDOD6055.05-M職業健康診断及び監視マニュアルに基づき、職業上駆除剤に曝された人の健康と安全を監視する医療監視プログラムに含まれる。

14.5.3 全ての駆除剤散布者には、実施する作業と曝露される可能性のある駆除剤の種類に適した個人用保護具が提供される。

14.6 駆除剤の保管、使用、廃棄

施設は以下を確実にするものとする。

14.6.1 駆除剤は施設の漏出防止及び対応計画に含まれている。漏出防止及び対応計画の所要事項については、JEGS第13章を参照。

14.6.2 混合・保管エリアを含む有害生物管理施設は、軍隊有害生物管理委員会(AF BMP)技術指針17「有害生物管理施設の軍事ハンドブック設計」の設計所要事項に準拠している。

14.6.3 全ての駆除剤のSDS及びラベルは、保管施設で入手できる。ラベルはJEGSパラグラフ10.3.4のガイドラインに準拠していなければならない。ラベルには、駆除剤の毒性カテゴリに基づいた適切な使用方法と予防メッセージを記載しなければならない。外国人が駆除剤を使用する場合は、予防メッセージと使用方法を英語と日本語で記載しなければならない。

14.6.4 駆除剤保管エリアには、廃棄待ちの品目を含め、保管中の全ての品目の容易に見られる最新の在庫が含まれており、定期的に点検し、不正アクセスを防ぐために安全を確保するものとする。

14.6.5 適切な有害生物管理コンサルタントによって書面で承認され、連邦供給システム又はその他の承認された商業的供給源から調達された、登録され

た駆除剤のみが使用される。これは、IPM計画の承認の一部として文書化することができる。

14.6.6 全ての駆除剤は、特定の有害生物管理作業のために 国防省訓令 4150.07 第 1 巻のセクション 5 で確立された手順に従い、ラベルと一致するように散布される。

14.6.7 日本の水域への駆除剤の意図しない排出は、以下の手段を実施することにより最小限に抑える。

14.6.7.1 対象となる有害生物を防除するために必要な量の駆除剤と散布頻度のみを、この作業に適した機器と散布手順を用いて使用する。

14.6.7.2 漏れ、こぼれ、その他の意図しない排出を防ぐため、駆除剤散布機器の校正、清掃、修理を行い、適切な動作状態を維持する。

14.6.7.3 処理エリアの気象条件（例：気温、降水量、風速）を評価し、駆除剤散布が駆除剤散布に関連する業界標準若しくは慣行、及び日本の水域への駆除剤排出を削減又は排除するためのその他の慎重な規定に沿っていることを確認する。

14.6.8 別段の制限又は中止がない限り、設置に必要な量を超えた駆除剤は、供給システム内で再分配されるか、又は以下に概説する手順に従って廃棄される。

14.6.8.1 駆除剤廃棄物の排出者は、JEGS 第 16 章に従って、その廃棄物が有害であるかどうかを決定しなければならない。

14.6.8.2 有害廃棄物であると判断された駆除剤廃棄物は、JEGS 第 16 章の有害廃棄物処理の基準に従って処分されなければならない。

14.6.8.3 有害廃棄物ではないと判断された駆除剤廃棄物は、ラベルの指示に従って固形廃棄物として処分しなければならない。3回洗浄された空の駆除剤容器は、危険廃棄物とはみなされず、通常の固形廃棄物として処分できる。駆除剤の容器は、AFPMB 技術指針 21 有害生物駆除業者のための駆除剤廃棄ガイドに従って取り扱わなければならない。

14.7 報告及び記録保持

記録保持については、国防省規則 4150.07 国防省有害生物管理プログラム構成及び実施第 1 巻：機構及び運用によって、DD 様式 1532、有害生物管理報告を規定しており、<http://www.esd.whs.mil/directives/forms/> にて入手可能。コンピューターで作成された同等のものを代わりに使用してもよい。毎日の記録は、施設内のあらゆる場所で実施された全ての社内、正式な契約、政府購入カードによる有害生物駆除活動を報告するもので、これには、外注先の土地、ゴルフコース、天然資源のある場所などが含まれる。記録は少なくとも毎月、指定された有害生物管理コンサルタントに提出しなければならない。

【本文書は日本語仮訳です】J E G Sは英語が正文です。日本語仮訳の用語が日本の関係法令上の用語と同一だとしても、その定義は必ずしも一致するとは限りません。

日本環境管理基準

2022 J E G S

施設指揮官は、これらの記録が2年後にアーカイブされ、永久保存されることを確認しなければならない。